

○経済産業省令第四十九号

意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）及び意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）を実施するた  
め、意匠法施行規則及び意匠登録令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

経済産業大臣 世耕 弘成

意匠法施行規則及び意匠登録令施行規則の一部を改正する省令

（意匠法施行規則の一部改正）

第一条 意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規  
定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するもの  
を掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するもの  
を掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
様式第2（第2条関係）	様式第2（第2条関係）

[略]

[備考]

1～7 [略]

8 削除

9～43 [略]

様式第 6 (第 3 条関係)

[略]

[備考]

1～7 [略]

8 立体を表す図面は、意匠登録を受けよう

とする意匠を明確に表すために十分な数の

[略]

[備考]

1～7 [略]

8 物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄の上に「【部分意匠】」の欄を設ける。

9～43 [略]

様式第 6 (第 3 条関係)

[略]

[備考]

1～7 [略]

8 立体を表す図面は、正投影図法により各

図同一縮尺で作成した正面図、背面図、左

図をもつて記載する。記載した図と同一又は対称である図は、当該図が他のいずれの図と同一又は対称であるかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することをもつて当該図の記載に代えることができる。

〔削る〕

9 等角投影図法により作成した図又は斜投

側面図、右側面図、平面図及び底面図をもつて一組として記載する。ただし、次の表の左の欄に掲げる場合には、その右の欄に掲げる図を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

<u>正面図と背面図が同一又は対称の場合</u>	<u>背面図</u>
<u>左側面図と右側面図が同一又は対称の場合</u>	<u>一方の側面図</u>
<u>平面図と底面図が同一又は対称の場合</u>	<u>底面図</u>

9 等角投影図法により作成した図又は斜投

影図法により作成した図（キャビネット図（幅対高さ対奥行き比率が1対1対2分の1のもの）又はカバリエ図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）であつて、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図の全部又は一部に代えることができる。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

[略]	[略]
-----	-----

影図法により作成した図（キャビネット図（幅対高さ対奥行き比率が1対1対2分の1のもの）又はカバリエ図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）であつて、次の表の左の欄に掲げるものを記載する場合には、その右の欄に掲げる図の全部又は一部を省略してもよい。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
----------------	---------------

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、右側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右	背面図、平面図又

--	--

10 平面的なものを表す図面は、同一縮尺により作成した表面図及び裏面図のうち意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。ただし、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することをもつて表面図を裏面図に代えることができる。

11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であつて、8から10まで及び14に規定される画像図（意匠法第2条第2項

側面を表す図	は右側面図
--------	-------

10 平面的なものを表す図面は、各図同一縮尺により作成した表面図及び裏面図をもつて一組とし、原則として一組の図面は1枚の用紙に記載する。ただし、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には裏面図を省略してもよい。  
この場合は、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8から10まで及び14に規定される画像図（意匠法第2条第2項に規定

に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。)において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分のいずれをも含むときは、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定する。図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

12 [略]

13 ラジオ受信機のコードの中間部分のよう

する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。)において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

12 [略]

13 ラジオ受信機のコードの中間部分のよう

に物品の一部分の図示を省略しても意匠を明確に表すことができる場合であつて、作図上やむを得ないときは、その部分の記載を省略することができる。この場合において、その省略個所は、2本の平行な1点鎖線で切断したように示す等により明らかにするものとし、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができないときは、物品の一部分の図示を省略した旨又は省略個所の図面上の寸法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

14～20 [略]

21 衣服又は装身具等の意匠であつて、意匠

に物品の一部分の図示を省略しても意匠が明らかに分かる場合であつて、作図上やむを得ないときは、その部分の記載を省略してもよい。この場合、その省略個所は、2本の平行な1点鎖線で切断したように示し、かつ、その旨およびその省略個所の図面上の寸法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

14～20 [略]

[新設]



登録を受けようとする意匠以外のものに着  
用等した状態で図示しなければその意匠を  
十分表現することができないものについて  
は、次に掲げる方法の少なくともいずれか  
一方により意匠登録を受けようとする意匠  
を特定することができるときは、意匠登録  
を受けようとする意匠以外のものを図示す  
ることができる。

イ 願書の「【意匠の説明】」の欄に意匠  
登録を受けようとする意匠を特定する方  
法を記載する。

ロ 願書に添付した図面において、意匠登  
録を受けようとする意匠を実線で描き、

その他のものを破線で描く等する。

22～25 [略]

様式第 7 (第 4 条関係)

[略]

[備考]

1～3 [略]

4 その他は、様式第 6 の備考 2、3、6、

8 から12まで、14及び18から24までと同様

とする。

様式第 8 (第 5 条関係)

[略]

[備考]

1～4 [略]

21～24 [略]

様式第 7 (第 4 条関係)

[略]

[備考]

1～3 [略]

4 その他は、様式第 6 の備考 2、3、6、

8 から12まで、14及び18から23までと同様

とする。

様式第 8 (第 5 条関係)

[略]

[備考]

1～4 [略]

<p>5 その他は、様式第6の備考2、3及び<sup>23</sup>と同様とする。</p>	<p>5 その他は、様式第6の備考2、3及び<sup>22</sup>と同様とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(意匠登録令施行規則の一部改正)

第二条 意匠登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(意匠権の設定の登録の方法)</p> <p>第四条 意匠権の設定の登録（意匠法第六十条の六第三項に規定する国際意匠登録出願（以下「国際意匠登録出願」という。）についてのもの</p>	<p>(意匠権の設定の登録の方法)</p> <p>第四条 意匠権の設定の登録（意匠法第六十条の六第三項に規定する国際意匠登録出願（以下「国際意匠登録出願」という。）についてのもの</p>

を除く。) をするときは、登録番号記録部として登録番号を、表示部として意匠登録出願の年月日、意匠登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日並びに意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第六条の規定による物品の区分（以下「物品の区分」という。）を、甲区として意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならない。

〔削る〕

を除く。以下この条において同じ。) をするときには、登録番号記録部として登録番号を、表示部として意匠登録出願の年月日、意匠登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日並びに意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第六条の規定による物品の区分（以下「物品の区分」という。）を、甲区として意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならない。

2

部分意匠に係る意匠権の設定の登録をするとき

きは、前項の規定により記録すべき事項のほか

表示部には、当該意匠権が部分意匠に係る意

匠権である旨を記録しなければならない。

第四条の二 「略」

「削る」

第四条の二 「略」

2|| 前条第二項の規定は、国際意匠登録出願につ  
|| いての意匠権の設定の登録をする場合に準用す  
|| る。

備考 表中の「」の記載は注記である。

様式第一（第一条の二関係）を次のように改める。

※ 意匠登録令施行規則様式（様式一）

様式第一の二（第一条の二関係）を次のように改める。

※ 意匠登録令施行規則様式（様式一の二）

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の意匠法施行規則様式第2、様式第6、様式第7及び様式第8並びに意匠登録令施行規則第四条、第四条の二、様式第一及び様式第一の二の規定は、この省令の施行後にする意匠登録出願については、この省令の施行前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。